

### 第十三號 中央稅制改革の件

#### 主 文

本大會は中央稅制に對し次の如く決議す。

#### 決 議

- 一、所得稅、地租、營業收益稅の免稅點を引上げ高率累進賦課をなすこと
- 一、資本利子稅、相續稅、取引所稅、鑛業稅を高率累進賦課とすること
- 一、高率累進稅率を適用する土地増價稅、財産増價稅、間地稅、庭園稅を新設すること
- 一、租稅の申告、調定、決定、徵收に對し無產階級の代表者を加入せしめ、延滞利子を引上げること
- 一、一切の大業稅を即時撤廢すること

#### 理 由

國家はその機能遂行のため莫大な財貨を要し(參考表一)その財源を租稅收入に俟つてゐる。(參考表二)而して我國に於てはその資本主義的發展に伴ひ、明治三十二年三十四年、三十八年、大正二年、七年、九年、十五年と數次の稅制改革を行つた。が凡ての稅制改革は急進ブルジョ

アの十八番の手であり、ブルジョア經濟的改良論者の特種である。我國ブルジョア階級は聲を大にして「負擔の公平」を叫び稅制整理改革を敢行する、が結果として現はれた租稅負擔は參考表三の示す如く、所有稅(利潤利子地位に課せられる稅)は相對的に輕減せられ、大業稅(勞働所得に直接課稅されるもの……同上)は反對に相對的に重課されて行く。帝國主義ブルジョアが熱病患者の様に、ロンドン軍艦會議の成功を稱へ減稅による「負擔の公平」を宣傳してゐる今日、租稅負擔は地主の地租が坪當り年一錢四厘で大業稅酒稅は一升四十錢となつてゐる。(參考表四)これが「負擔の公平」であるならば、吾等はそのものは惡魔にでも喰はれて仕舞へと叫ばなければならぬ。吾等の租稅原則は「負擔の公平」であつてはならない。

如何に所有稅に重課する豫算が作成されようとも、無產階級を徹底的に満足せしめるものではない。所有稅は利潤利子地位に課稅するものだとはいへ、これらは皆勞働階級の生産する剩餘價値の分裂形態に外ならず、窮極に於て勞働階級の負擔するものであると云ふ觀點から許りでなく、「所得稅が勞働者に無關係であると云ふ様な主張は背理である、企業家と勞働者が對立する現在の社會制度の下にから解放し工務勞働者を救済し今また帝國主義資本家は中間階層に重稅の砲火をまた帝國主義資本家は中間階層に重稅の砲火をあびせ「戰爭の危險は軍備と租稅の壓迫を高め中産階級そのものはますます「反逆的となる。その生計をますます脅かされつゝある中産階級をプロレタリアートの列に追ひこみ、そして此のプロレタリアートは國家權力の弱化和戰爭の衝突とから果實を收穫する」(ヒルファディング金融資本論)。我黨が「勞働者農民無產市民その他一切の被壓迫大業の利益を代表す」(綱領第一)る黨である以上租稅問題に對し「資本家的關係の永續を前提とする」ものだとして無關心的態度をとられ得べきではない。

斯くて吾々の立場からすれば稅制改革の根本方針は  
一、大業の直接負擔たるべき一切の租稅の廢止  
一、國家及び地方自治體に於ける、一切の支出のための課稅は累進所有課稅による支辨

とは言へ租稅問題を過少に評價すべきではない。我國資本の本源的蓄積に於て租稅制度が如何に重大な役割を演じたことであらう。吾々が一切の大業課稅を即時撤廢しろ！と云ふスローガンを高く掲げるときブルジョア階級のなす一切の政策はプロレタリア大業を掠奪することによつてその經費支辨の方策を造り出してゐる正體が暴露されるであらう！大業は吾等の戦線に動員されるであらう！  
租稅は「租稅の負擔を他の階級に轉嫁し得ぬ——ブルジョア階級とプロレタリア階級との間にある——社會の中間階層を滅亡させるものに相違ない」(マルクス)もので我國初期資本家階級は農民に極度の重稅を課して彼等を土地

でなければならぬ。勿論資本家地主に對する所有課稅は、貨銀の値下價格の釣上げによつて彼等に對し無害たらしめる。故にこの「無害」に對し、吾等の所有課稅を實質的所  
有課稅たらしめるが爲めには、實質貨銀の低下に對する果敢な闘争が行はなければならぬ、斯くて租稅闘争と勞資